

新潟市農業経営復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震により被災した農業者に対し、営農再開や農業生産の継続を図るために必要となる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、次に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 令和6年能登半島地震被災施設整備等対策実施要領（令和6年4月23日付け6新食第206号、農産大406号、6畜産第311号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）
- (3) 新潟県強い農業づくり総合支援交付金交付要綱（令和4年4月1日施行）
- (4) 新潟県における強い農業づくり総合支援交付金の実施について（令和4年4月1日施行）
- (5) 持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）
- (6) 令和6年度能登半島地震対応産地緊急支援事業実施要領（令和6年3月28日付け5農産第4955号農林水産省農産局長通知）
- (7) 新潟県持続的生産強化対策事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）
- (8) 新潟県持続的生産強化対策事業実施要領（令和3年4月1日施行）
- (9) 農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）
- (10) 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）
- (11) 令和5年度農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）実施要領（令和6年能登半島地震）（令和6年1月26日付け5経営第2390号農林水産省経営局長通知）
- (12) 新潟県農地利用効率化等支援交付金交付要綱（令和4年4月1日施行）
- (13) 新潟県における農地利用効率化等支援交付金の実施について（令和4年4月1日施行）
- (14) 新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「規則」という。）

(目的)

第2条 令和6年能登半島地震により被災した農業者の共同利用施設や農業用機械、施設等の復旧に要する経費を支援し、被災農業者の経営安定化を図り、本市農業の基盤を早期に回復することを目的とする。

(補助対象等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「事業主体」という。)は、新潟市に住所を有し、令和6年能登半島地震により被災した農業者等とするほか、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の対象となる事業の種目、補助対象、補助対象事業費、補助率及び実施基準は、別表に掲げるとおりとする。

3 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

(交付の申請)

第4条 事業主体は、市長が定める期日までに様式第1号(補助金等交付申請書)に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、算出区分ごとに千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

3 別表種目「令和5年度農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(令和6年能登半島地震)」の事業の着工は、原則として交付の決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した様式第2号(交付決定前着工届)を市長に提出するものとする。なお、この場合においては、事業主体は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。なお、事業主体が被災支援計画の作成前に着工したものにあっては、この限りではない。

4 交付決定に基づき事業に着工した事業主体は、様式第3号(補助事業着工届)を提出するものとする。ただし、交付決定前着工届を提出し、または被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りではない。なお、補助事業着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等の写し)の提出に代えることができるものとする。

5 別表種目「令和6年能登半島地震被災施設整備等対策」及び「令和6年度能登半島地震対応産地緊急支援事業」における交付決定前の着手、別表種目「令和6年能登半島地震被災施設整備等対策」における補助事業着工届については、当該事業に係る国及び県の規定等に準ずるものとする。

(変更の承認申請)

第5条 事業主体は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第4号(補助事業変更申請書)を市長に提出しなければならない。

(しゅん工)

第6条 別表種目「令和5年度農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）（令和6年能登半島地震）」において事業主体は、事業が完了した場合には、速やかにその旨を様式第5号（補助事業しゅん工届）により、市長に届け出るものとする。なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

(実績の報告)

第7条 事業主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日まで様式第6号（補助事業実績報告書）により市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、事業主体が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年6月4日から施行し、令和6年1月26日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は令和8年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和7年3月31日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人は所在地、団体は代表者の住所)
〒
氏名(法人・団体は名称及び代表者の氏名)

補助金等交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称(種目)
 - 2 補助事業の目的及び内容
 - 3 補助対象経費
令和 6 年能登半島地震による被災に関する復旧等に要する経費
 - 4 交付申請額及びその算定方法
交付申請額 金 円
算定方法 別表に定める添付書類のとおり
 - 5 補助事業の着工又は着手(予定)年月日
 - 6 補助事業の完了(予定)年月日
 - 7 補助事業の公表の内容、方法及び時期
公表の求めに応じ随時対応する。
 - 8 添付書類
 - ・別表に定める添付書類
 - ・収支予算書
- (以下は対象事業が「令和 5 年度農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(令和 6 年能登半島地震)」の場合のみ記載すること)
- 9 農業共済組合への情報提供について
本申請にかかる個人情報について、管内の農業共済組合等に提供することに同意します。

【補助金等交付申請書関係】

収支予算書

1 収入の部

単位：円

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

単位：円

	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

様式第2号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所(法人は所在地、団体は代表者の住所)
〒
氏名(法人・団体は名称及び代表者の氏名)

交付決定前着工届

年 月 日付け新 第 号で交付申請をした補助事業について、下記条件を了承の上、
交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担します。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がありません。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

事業内容	事業費	着工予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着工の理由

様式第 3 号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所(法人は所在地、団体は代表者の住所)
〒
氏名(法人・団体は名称及び代表者の氏名)

補助事業着工届

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり
着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

様式第 4 号

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人は所在地、団体は代表者の住所)

〒

氏名(法人・団体は名称及び代表者の氏名)

補助事業変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり
変更したいので申請します。

記

1 補助事業の名称(種目)

2 変更の内容

変更前

変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

様式第 5 号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所(法人は所在地、団体は代表者の住所)
〒
氏名(法人・団体は名称及び代表者の氏名)

補助事業しゅん工届

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり
工事が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)	
事業費(円)	
契約住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
しゅん工検査年月日	
引き渡し年月日	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第 6 号

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人は所在地、団体は代表者の住所)

〒

氏名(法人・団体は名称及び代表者の氏名)

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称(種目)
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額
精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類
 - ・別表に定める添付書類
 - ・収支清算書

【補助事業実績報告書関係】

収支清算書

1 収入の部

単位：円

	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

単位：円

	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					